暴風対策規程

1　午前６時現在、暴風警報が京都府山城中部または山城南部に発表されている場合は、自宅待機とする。なお、土曜授業については、午前６時現在、暴風警報が京都府山城中部または山城南部に発表されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。

2　午前８時現在、警報が解除されている場合は、午前10時30分始業とし第３校時以降の授業を行う。

3　午前10時現在、警報が解除されている場合は、午後１時20分始業とし第５校時以降の授業を行う。

4　午前10時現在、警報が継続されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。

5　生徒が在校中、警報が発表された場合は、状況判断の上措置する。

6　休業日に部活動、模擬テスト等が行われている場合も、上記１～５に準ずる。

7　臨時休業又は休講した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。

交通スト対策

1　午前７時現在、次の交通機関のいずれかがストを実施している場合は、午前９時30分始業とし第２校時から授業を行なう。

○　京阪宇治バス

○　京阪電鉄宇治線

○　ＪＲ奈良線

2　交通ストで、やむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、ホームルーム担任に届け出て、出席停止と同じ扱いとする。

特別警報発表時の措置について

特別警報が京都府山城中部または山城南部に発表されている場合は、下記により対応する。

1　**午前６時現在**

(1) 特別警報が発表されている場合　**自宅待機**

(2) 特別警報が解除され、その後何らかの警報が引き続き発表されている場合　**自宅待機**

2　**午前８時現在**

(1) 特別警報が引き続き発表されている場合　**自宅待機**

(2) 特別警報が解除された場合

ア　引き続き何らかの警報が発表されている場合　**自宅待機**

イ　警報が全て解除された場合

午前10時30分始業とし第３校時以降の授業を行う

3　**午前10時現在**

(1) 特別警報が引き続き発表されている場合　**臨時休業**

(2) 特別警報が解除された場合

ア　引き続き何らかの警報が発表されている場合　**臨時休業**

イ　警報が全て解除された場合

午後１時20分始業とし第５校時以降の授業を行う

4　**土曜授業**については、**午前６時現在**、特別警報または特別警報解除後の警報が引き続き発表されている場合は**臨時休業**とする。

5　学校所在地（宇治市）に避難勧告・避難指示が発令された場合は、自宅待機とする。

6　生徒が在校中、警報が発表された場合は、状況判断の上措置する。

7　休業日に部活動、模擬テスト等が行われている場合も、上記に準ずる。

8　臨時休業又は休講した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。